

学校感染症による療養報告書の提出について

学校安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症（別紙参照）に罹患した場合には、基準に定められた期間は登校することができません。これらの感染症と診断を受けた場合には、医師に「発症日」と「登校再開可能な日」を確認するとともに、医師の指示のもと、十分療養し、回復してから登校してください。また、お子さまが回復し登校する際には、保護者の方が以下の「療養報告書」を記入し、学校に提出してください。

柏市立 柏小 学校長 様

記入例

療養報告書

1年1組 1番 氏名 柏 太郎

9月 5日（発症日）より療養中のところ、症状が軽快し、下記経過のとおり回復したことを報告します。よって、9月 11日より登校します。

記

該当疾患 に✓	疾患名	登校再開のめやす
✓	インフルエンザ（A B 他） + いずれかに○ めやすの2つに✓があるか確認→	✓ 発症日の翌日から数えて5日を経過している
		✓ 解熱した日の翌日から数えて2日を経過している
	新型コロナウイルス感染症 めやすの2つに✓があるか確認→	発症日（無症状の場合は検体を採取した日）の翌日から数えて5日を経過している
		症状が軽快*した日の翌日から数えて1日を経過している *解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了している
	麻しん（はしか）	解熱した日の翌日から数えて3日を経過している
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した日の翌日から数えて5日を経過し、かつ、全身状態が良好になっている
	風しん	発疹が消失している
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化している
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血などの主な症状が消退した日の翌日から数えて2日を経過している
	結核	異なった日の喀痰検査の結果が連続して3回陰性となる、医師により感染のおそれがないと認められている
	細膜炎菌性細膜炎	医師により感染のおそれがないと認められている
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O26・O111等)	医師により感染のおそれがないと認められている
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められている
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められている
	溶連菌感染症	抗生素内服後24時間が経過し、全身状態が良い
	ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能が正常になっている B型・C型：出席停止不要
	感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎 ノロ・ロタ・アデノ等）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、全身状態が良い
	マイコプラズマ感染症	発熱や咳などの症状が改善し、全身状態が良い
	RSウイルス感染症	
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹（りんご病）のみで全身状態が良ければ登校可能
	ヘルパンギーナ	発熱や口・のどの水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、全身状態が改善すれば登校可能
	手足口病	
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化している、適切に覆っていれば登校可能
	その他の感染症（ ）	医師により感染のおそれがないと認められている

受診した医療機関名（ かしわシティクリニック ）

上記のとおり、相違ありません。

令和5年 9月 11日 保護者氏名 柏 市郎